

●令和2年度 監査テーマ 補助金等に係る財務事務の執行について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

2. 観光にぎわい部 農業振興課

(7)新規就農者経営安定化支援事業補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)	区分
4	年度末近くの補助金申請について 〔報告書89ページ〕	○本補助金の要綱においては、設備取得の場合の要件が明らかではなく、また、支払の完了時点の確認まで実施するかについて明確にはなっていない。 ○令和元年度においては、年度末近くの補助金申請の案件があり、実際に事業に使用したかどうか不明なものが見受けられたため、今後、要綱に申請受付期限を規定するなどの対応をするとともに、支払完了の事実をチェックする際には、原則として銀行振込によることとし、銀行振込日について確認することを徹底する必要がある。	農業振興課	令和2年3月にリーフレットを作成し、申請受付期限や補助対象設備について記載した。 また、支払については、原則として銀行振込とし、振込日について確認した。	措置・改善済

4. 健康福祉部 健康福祉総務課

(5)枚方市献血推進事業補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)	区分
10	献血推進協議会に係る実績報告等の入手について 〔報告書140ページ〕	○社会福祉協議会が作成する補助金交付申請書や事業完了報告書には、再補助先である枚方市献血推進協議会の予算書・決算書が添付されておらず、枚方市において枚方市献血推進協議会の具体的な収支(予算書・決算書)を把握できない状況になっている。 ○今後、社会福祉協議会に対し、枚方市献血推進協議会の予算書・決算書を補助金交付申請書や事業完了報告書に添付させることを要項等において義務づける必要がある。	健康福祉総務課	社会福祉協議会に、枚方市献血推進協議会の予算書及び決算書を提出させるよう、運用にて改善し、具体的な収支を把握している。次年度以降も継続して同様の対応を行う。	措置・改善済

## 12. 教育委員会 総合教育部 学校安全課

### (1) 遠距離通学児童・生徒通学費補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)	区分
18	学期中に通学していない期間がある場合の補助金額の算定方法について 〔報告書197ページ〕	<p>○令和元年度の本補助金の交付決定金額について検討したところ、第1学期において、支給対象の生徒が転出し、同学期中に再度転入した生徒に係る補助金について、要綱に従った補助金の算定が行われていなかったものが見受けられた。今後は、要綱に従って補助金の算定を行う必要がある。</p> <p>○要綱に規定される計算方法では支給対象の児童・生徒に不利益が生じる場合などに備えて、例外的な計算方法について規定する条項の追加を検討する余地がある。</p>	学校安全課	<p>令和4年4月4日付けで要綱を改正。補助金の算定の条項について、「特段の事情がある場合にあつては、別に定める額」の文言を追加。</p> <p>(改正後条文抜粋) 第5条 補助金の額は、生徒1人につき、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める額を限度として、生徒が通学した日数に往復分のバスの運賃を乗じて得た額(特段の事情がある場合にあつては、別に定める額)とする。</p>	措置・改善済

### (2) 枚方市学校園安全共済会補助金(小)、(中)

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R4.4末現在)	区分
19	補助金の概算払について 〔報告書201ページ〕	<p>○本補助金については、補助金の全額を概算払により支払っているが、安全共済会には補助金の約3倍にあたる繰越金があり、補助金全額を一括概算払しないと事業に支障をきたすとは到底考えられない。</p> <p>○補助金の交付にあたっては、補助対象団体の財政状態を精査し、概算払が必要か検討する必要がある。</p> <p>○なお、年間の補助金の約3倍に達する多額の繰越金を有する安全共済会に対する補助金の支給については、廃止も視野に入れた抜本的な見直しの検討が必要である。</p>	学校安全課	令和3年度をもって、本補助金を廃止した。	措置・改善済